

令和6年11月 吉野町教育委員会定例会議 会議録

日時 令和6年11月28日(木) 午後2時～ 場所 町中央公民館4F 教育長室
出席者：吉野町教育委員会 教育長 教育長職務代理者 委員3名 事務局5名

1. 開会挨拶
2. 審議案件

議第1号 後援名義の申請について…【資料1・2】

- ① 名称 池田克己命日コンサート「未来忌」
- ② 名称 鬼火の祭典キャンペーン 2025 in 吉野山

異議なく、全会一致で承認。

議第2号 吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の改正について……………【資料3】

議第3号 吉野町子ども・子育て会議条例の改正について……【資料4】

質疑応答・異議なく、全会一致で承認。

議第4号 吉野中学校部活動検討協議会に関する規約等について
……………【資料5】により事務局説明

委員：平日と土日で指導する方は異なるのか。部活動顧問と地域クラブ
指導者が違う方の場合、生徒たちが戸惑うのではないか。

事務局：地域クラブ指導者と部活動指導員が同じ人物であれば、地域
クラブへの移行もスムーズにできると考えている。また、部活動
指導員でない方が地域クラブ指導者となる場合も、最初に部活動
顧問や学校と指導方針や活動内容について連絡調整を十分に
行ったうえ指導にあたるものとしている。さくらクラブは吉野中
学校部活動の受け皿として、部活動方針に沿って活動する。

委員：ガイドラインや規則・規約等を拝見させて戴いたが、各自治体で
内容は異なるのか。

事務局：それぞれの地域事情があるので内容は異なるが、目的は同じで
ある為、条件格差を生じないように取り組んで参りたい。

委員：指導員の登録申請書に記載されている内容は、保護者等にどの
範囲まで開示されるのか。

教育長：学校でどのように紹介されているのかは確認させて戴くが、指導
経歴などの範疇に留まるものと考えている。

委員：服務規律等に関する罰則等は今後記載されるのか。

事務局：実際、生徒に指導が始まるまでに盛り込みたい。

教育長：会計年度職員という立場であるため、服務規律等はそれに準ずるものとして扱われると思われる。

その他質疑応答・異議なく、全会一致で承認。

議第 5 号 吉野中学校通学方法の見直し検討について……………【資料 6】

委員：下校バスについて中学生のクラブ便は 4 台で運行しているが今後バスの台数は増えるのか。

事務局：中学生の下校便も是まで通り 4 台で運行可能だが、バス停留所が増えることで運行距離や運行時間は長くなる。

委員：自転車通学生が雨の日バス利用した場合運行管理はどうなるか。

事務局：定時定路線バスのように決められた時間での運行になる。小学生は是まで通りだが、中学生はどれ位乗車してくるのかは把握し辛くなると思われる。

委員：中学生は塾に行くために早く帰らないといけなかったりする為、自転車を選ぶ人もいると思う。

事務局：塾に通うために上市駅まで乗りたい、といった本来の自宅学校間以外の路線のスクールバス利用などはできない。

委員：時刻に間に合わない場合は、バスは発車されるのか。

事務局：仰るとおりである。

委員：かねてより通学路安全対策協議会等が出された意見を極力反映戴ける見直しをしてくださり非常に有り難く思う。

事務局：財政担当部署と調整して予算の確保に努めたい。

その他質疑応答・異議なく、全会一致で承認。

3. 報告案件

報第 1 号 こども議会について……………【資料 7】

報第 2 号 教育総務課事業説明について

報第 3 号 生涯学習課事業説明について

質疑応答・異議なし。

4. その他事項：なし

次回の日程調整 12月19日(木) 午後2時30分～ 町中央公民館4F 教育長室

5. 閉会挨拶